

令和2年5月15日

新型コロナウイルス感染症対策に関する今後の対応について

射水市新型コロナウイルス感染症対策本部

令和2年5月15日、第17回射水市新型コロナウイルス対策本部会議を開催したところ、以下のとおり決定しました。

1 決定事項

	項目	期限	今後の対応
1	小中学校の臨時休業 (公立のみ)	5/31 まで	臨時休業期間は5/31 までだが、5/18～5/31 までの期間を、臨時休業中の「登校日」とし、分散登校で実施する。
2	公共施設の臨時休館	5/31 まで	感染防止対策を施した上で5/20 から段階的に再開する。 (対象施設は、市ホームページ上の「新型コロナウイルスの感染拡大に伴う市内公共施設の開館状況」を参照)
3	市主催のイベント等の中止、延期	5/31 まで	同左

2 特別定額給付金のチラシの全戸配布について

特別定額給付金の申請方法等を記載したチラシを全戸配布する。